

令和6年7月 1日
豊田市立東保見小学校長
小川 敬子

暴風警報・特別警報等が発令された場合の対応について

愛知県全域・愛知県西部・西三河北西部・豊田市西部に「暴風警報」「特別警報」等が発令された場合、子どもの登下校と給食等については下記のようになりますので、ご確認いただき、ご理解とご協力をお願いします。

記

1 登校前に「暴風警報」「特別警報」等が発令されている場合

(1) 午前6時までに「暴風警報」「特別警報」等が解除された場合

・ 平常通り授業を行います。(給食はあります)

(2) 午前6時を過ぎてから「暴風警報」「特別警報」等が解除された場合

または、引き続き解除されない場合

・ その日は休業日(家庭学習日)となります。

※土砂災害や河川の氾濫に関する気象情報等により、猿投地区または保見地区に市から「避難準備・高齢者等避難開始」が発令された場合も、上記に準じます。

※上記(1)の場合でも、道路の冠水や河川の増水等により、通学路が危険であったり、通行不可能と判断されたりした場合は、登校を見合わせて家庭で待機させるとともに、学校へ連絡してください。その場合、遅刻等の扱いにはしません。

※警報の発令や解除等、テレビ、ラジオなどを通して、正しい情報の収集に努めてください。

2 登校後に「暴風警報」「特別警報」等が発令された場合

(1) 原則として、警報発令時の気象状況により、安全に帰宅させることができると認められた場合には、授業を中止して速やかに(警報発令後、1時間以内)下校させます。警報発令の時間によっては、子どもの下校の安全を優先させますので、給食を食べずに下校する場合があります。

※下校は一斉下校を原則とします。

(2) 授業時間の途中で下校させる場合は、教師の下校指導のもと、帰宅させますが、保護者が不在で家に入れないと申し出た場合は、学校で待機させます。この場合、学校から連絡し、できるだけ早めの対応をお願いすることがあります。

(3) 下校後に通っている放課後児童健全育成事業などの機関は原則として受入を中止します。警報発

令時の受入について確かめておいてください。

- (4) 学校から安全に帰宅できない状況の場合は、危険がなくなるまで学校で安全を確保します。
- (5) 給食を食べるか否か、下校時間等については、近隣の小学校と協議の上、決定します。

3 給食について

- (1) 豊田市教育委員会から前日に給食を中止する連絡があった場合は、速やかにお知らせします。

4 その他

- (1) 平成25年8月30日から「特別警報」が創設されました。数十年に一度の大雨、強度の台風、積雪等が予想される場合に、「大雨」「暴風」「高潮」「暴風雪」「大雪」の特別警報として発表されます。「大津波警報」「噴火警報」「緊急地震速報（震度6弱以上）」も特別警報に位置づけられますが、「〇〇特別警報」として改めて発表はされません。
- (2) 「大雨警報」「洪水警報」の場合は、上記1・2に該当しないので、原則として平常授業を行います。ただし、登下校の安全確保ができない場合は自宅で待機し、学校へ連絡してください。
- (3) お子さんが下校後に「暴風警報」「特別警報」等が発表・発令された場合は、家庭にいて、お子さんの安全確保をお願いします。
- (4) 家庭・地域への情報提供のため、適宜、学校メールを配信しますので、メール登録をされていない方は、ぜひ登録をお願いします。
- (5) 学校への問い合わせはできるだけ避け、テレビやラジオ、インターネット等を通して「暴風警報」「特別警報」等の発表・発令の有無等の正確な把握に努めるようにお願いします。
- (6) この文書はご家庭で大切に保管ください。
- (7) この文書の内容については、ホームページにも掲載しています。
- (8) 諸般の事情によりここに記載された内容と異なる対応をする場合は、その都度文書または学校メールにてお知らせいたします。
- (9) 携帯電話等の番号を変更された場合、職場等の変更で連絡先が変わった場合等は、速やかに学校へご連絡ください。基本的には学校から家庭への連絡は、きずなネット連絡網のみとします。番号変更された場合は再登録を忘れずにしてください。
- (10) 市内で震度5弱以上の地震が発生した場合、小学校は保護者の迎えとなります。学校から連絡なくともできるだけ速やかにお迎えをお願いします。登校前に発生した場合には、自宅待機してください。